

令和6年4月1日より

養育者本人（主な生計維持者一人）が

受診した医療費^(※1)も

医療費助成の対象となります。

※1 事前に受給資格等の申請が必要です。詳しくは、
窓口にてお問合せください。



ひとり親家庭等医療費助成事業の対象者^(※2)

令和6年4月1日以前

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父子家庭の父と児童
- ③ 養育者が養育する父母のない児童

令和6年4月1日以降

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父子家庭の父と児童
- ③ 養育者が養育する父母のない児童
- ④ **養育者本人(主な生計維持者一人)**

※2 本事業の対象者については、児童扶養手当の支給要件に準じた所得制限があります。なお、公的年金等の受給により、児童扶養手当が全部支給停止となっている方については、本事業のみ対象となるケースもあります。

ひとり親家庭等医療費助成事業の範囲

各医療保険診療にかかる自己負担分から控除額^(※3)を引いた額が助成されます。
また、医療費が高額になり、加入の保険から高額医療費、付加給付等が支給される場合は、その額を控除した額を助成します。

※3 控除額の額

[外来の場合] 1人、1か月、1保険医療機関ごとに1,000円

[入院の場合] なし

南城市健康福祉部子ども相談課

〒901-1495

住所 南城市佐数字新里1870番地

TEL 098-917-5212

FAX 098-917-5429

事業の詳細については、HPをご覧ください。

南城市HP

<https://www.city.nanjo.okinawa.jp/kosodate/kosodate/hitorioyakatei/1579082667/>

